

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○仙台塩釜港湾区域の変更	(港 湾 課)	一
○昭和三十八年宮城県告示第七百六十九号(港湾隣接地域の指定)の一部改正	( 同 )	二
○昭和三十九年宮城県告示第二百二十八号(港湾隣接地域の指定)の一部改正	( 同 )	二
○昭和四十年宮城県告示第八百二十四号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	二
○昭和四十一年宮城県告示第八百二十一号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	二
○昭和四十九年宮城県告示第三百七十六号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	三
○昭和四十九年宮城県告示第三百七十七号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	三
○昭和五十四年宮城県告示第八十四号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	三
○昭和五十八年宮城県告示第二百十七号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	三
○昭和五十八年宮城県告示第四百四十号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	三
○昭和五十八年宮城県告示第六百二十号(港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	三

○平成元年宮城県告示第三百三十六号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	三
○平成一年宮城県告示第八百四十九号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	三
○平成三年宮城県告示第二百六十六号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	三
○平成四年宮城県告示第三百四十三号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	三
○平成五年宮城県告示第九十三号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	三
○平成五年宮城県告示第九十九号(港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	四
○平成六年宮城県告示第三百九十七号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	四
○平成六年宮城県告示第六百十七号(港湾施設管理条例別表の備考第五号の区域の指定)の一部改正	( 同 )	四
○平成六年宮城県告示第十三百二十四号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	四
○平成十四年宮城県告示第九百九十五号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	四
○平成十四年宮城県告示第九百九十六号(港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	四
○平成十七年宮城県告示第二百二十四号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 同 )	四
○平成十九年宮城県告示第三百七十七号(海岸保全区域の変更)の一部改正	( 同 )	四
○平成二十年宮城県告示第六百二十八号(海岸保全区域の変更指定)の一部改正	( 同 )	四
○昭和五十五年宮城県告示第四百九十七号(松島港の港湾区域の変更)の廃止	( 同 )	五
○昭和五十九年宮城県告示第二百六十九号(石巻港の港湾区域の変更)の廃止	( 同 )	五

## 告 示

○宮城県告示第七百八十五号  
仙台塩釜港の港湾区域を次のように変更したので、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十三条第二項において準用する同法第九条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、宮城県土木部港湾課において一般の縦覧に供する。  
平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台塩釜港仙台湾区港湾区域

御殿崎（北緯三八度一六分四〇秒、東経一四一度三分一〇秒）から九七度六、六二〇メートルまで引いた線、同点から二〇九度三、四八〇メートルまで引いた線、同点から二七七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

ただし、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の規定により指定された松ヶ浜漁港の区域を除く。

仙台塩釜港塩釜港区港湾区域

腕崎（北緯三八度二分五秒、東経一四一度三分五七秒）から一七度五、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇九度引いた線、唐戸島南端から二五四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生北開門以北の貞山運河水面

ただし、漁港漁場整備法の規定により指定された桂島漁港、野々島漁港、浜田漁港及び須賀漁港の区域並びに塩釜港漁港区域のうち、地蔵島灯台（北緯三八度一分二二・六七秒、東経一四一度四分一五・七六秒）から三〇一度三分三、五二メートルの地点から六〇度三分二八メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五四度四二五メートルの地点まで引いた線、同地点から一一五度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度三分一、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六三度三分一、〇四五メートルの地点まで引いた線、同地点から二七三度七四四メートルの地点まで引いた線、同地点から三五九度三分引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。

仙台塩釜港石巻港区港湾区域

下台三角点（一・九メートル）（北緯三八度四分四四秒、東経一四一度四分一五秒）から一六一度三、九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八三度五、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四九度三分引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川河川水面、北上上運河左岸及び南北上運河右岸と定川右岸及び左岸との各交差点を結んだ線から下流の定川河川水面及び釜入江水面

仙台塩釜港松島港区港湾区域

高城川右岸川口突端（北緯三八度二分二四秒、東経一四一度四分一八秒）から一二七度五九〇メー

トルの地点まで引いた線、同地点から一六八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

宮城県告示第七百八十六号

昭和三十八年宮城県告示第七百六十九号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。  
平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「石巻港」を「仙台塩釜港石巻港区」に改める。

宮城県告示第七百八十七号

昭和三十九年宮城県告示第二百二十八号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。  
平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「松島港」を「仙台塩釜港松島港区」に改める。

宮城県告示第七百八十八号

昭和四十年宮城県告示第八百二十四号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。  
平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号1中、宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港海岸桂島地区海岸梅浜地先海岸」を「宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸桂島地区海岸梅浜地先海岸」に改め、同号2中「仙台塩釜港港湾区域」を「仙台塩釜港塩釜港区港湾区域」に改める。

宮城県告示第七百八十九号

昭和四十一宮城県告示第八百二十一号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。  
平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港海岸花淵浜吉田浜地区海岸」を「宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸花淵浜吉田浜地区海岸」に改める。

第二号中「仙台塩釜港港湾区域」を「仙台塩釜港塩釜港区港湾区域」に改める。

○宮城県告示第七百九十号

昭和四十九年宮城県告示第三百七十六号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港仙台港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十一号

昭和四十九年宮城県告示第三百七十七号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港仙台港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十二号

昭和五十四年宮城県告示第八十四号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「石巻港海岸」を「仙台塩釜港石巻港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十三号

昭和五十八年宮城県告示第二百十七号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十四号

昭和五十八年宮城県告示第四百四十号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十五号

昭和五十八年宮城県告示第六百二十号（港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に、「仙台塩釜港港湾区域境界線」を「仙台塩釜港塩釜港区港湾区域境界線」に改める。

○宮城県告示第七百九十六号

平成元年宮城県告示第三百三十六号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十七号

平成二年宮城県告示第八百四十九号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十八号

平成三年宮城県告示第二百六十六号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第七百九十九号

平成四年宮城県告示第三百四十三号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百号

平成五年宮城県告示第九十三号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港仙台港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百一号

平成五年宮城県告示第千百十九号（港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港仙台港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百二号

平成六年宮城県告示第千九十七号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百三号

平成六年宮城県告示第千六百十七号（港湾施設管理条例別表の備考第五号の区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表中	「石巻港を仙台塩釜港石巻港区」に改める。
--------	----------------------

第二号の表中	「石巻港を仙台塩釜港石巻港区」に改める。
--------	----------------------

第三号中「宮城県仙台港湾事務所、宮城県塩釜港湾事務所」を「宮城県仙台塩釜港湾事務所」に改める。

○宮城県告示第八百四号

平成六年宮城県告示第千三百二十四号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百五号

平成十四年宮城県告示第千九十五号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百六号

平成十四年宮城県告示第千九十六号（港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百七号

平成十七年宮城県告示第千二百二十四号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「仙台塩釜港海岸」を「仙台塩釜港塩釜港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百八号

平成十九年宮城県告示第千三百七十七号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「石巻港海岸」を「仙台塩釜港石巻港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百九号

平成二十年宮城県告示第六百二十八号（海岸保全区域の変更指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十八日から施行する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「松島港海岸」を「仙台塩釜港松島港区海岸」に改める。

○宮城県告示第八百十号

昭和五十五年宮城県告示第四百九十七号（松島港の港湾区域の変更）は、平成二十四年十月十八日限り廃止する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百十一号

昭和五十九年宮城県告示第二百六十九号（石巻港の港湾区域の変更）は、平成二十四年十月十八日限り廃止する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩